

令和6年6月25日
練馬区健康推進課

質問と回答について

「ねりま子育て応援ハンドブック」作成の事業者募集にあたり、ご質問いただいた件について、以下のとおり、回答します。(質問順)

番号	質問事項	回答
1	仕様書 6 規格等 (3) オ.用紙 「本文 再生紙 55 キロ」とありますが、環境に配慮した古紙を配合していない印刷用紙を代替提案することは可能ですか。	環境に配慮した印刷用紙であれば、再生紙でなくても提案可能です。
2	仕様書 7 制作方法 (1) について ハンドブックの作成に必要な原稿は、テキストデータにてご提供いただけますか。 また、前回版をベースに作成する場合、テキスト抽出が可能なPDF等のデータをご提供いただくことは可能でしょうか(貴区ホームページで公開されているPDFはテキスト抽出ができない状態です)。	令和6年5月発行の、ハンドブックのテキストデータは提供可能です。
3	仕様書 7 制作方法 (1) について 以下の画像および素材はご提供いただけますか。 ・QRコードの画像(前回版のQRコードを継続使用するのであれば、前回掲載したQRコードの画像) ・区が使用権利を持っている写真素材	二次元コードおよび区が使用権利を持っている写真素材の提供が可能です。
4	仕様書 7 制作方法 (2) について 新規施設は架電確認とありますが、民間施設以外の公共施設(支所等)は区のホームページ確認でも問題ないでしょうか。	問題ありません。

5	仕様書 9校正 (2) 「色校は 1 回行う。」とありますが、色校正はデジタルコンセンサス (簡易校正) で良いですか。	簡易校正で構いません。
6	仕様書 10 納品方法 (1) 区が指定する納品場所として、何箇所程度を想定していますか。 また、納品は搬入口での荷下ろしとし、施設内への搬入および設置は貴区でのご対応という認識でよいでしょうか。	納品先については、23 か所を予定しています。22 か所は練馬区内の区立施設等、1 か所については封入委託事業者 (所在地は未定) です。 納品物は施設内へ搬入し、職員へ引き渡してください。
7	仕様書 10 納品方法 (2) 「区が指定する形式」とありますが、具体的なデータ形式をご教示いただけますか。	外国語版に使用するため編集可能なデータ形式 (AI データ等) と、PDF データを指定する予定です。
8	仕様書 12 著作権の帰属 「すべて区に帰属する」とありますが、広告や地図等の著作権を譲渡できないものについては免除していただくことは可能ですか。 また、使用するイラストのうち、二次利用は認められているが第三者への著作権の譲渡が不可能なものについては、著作権の区への帰属を免除していただくことは可能ですか。	原則すべて区に帰属するものとします。 ただし、著作権の譲渡ができないものについては、区が他の印刷物やホームページなどにそれらを使用する必要があると認めた場合、著作者および受託者の同意無しに使用 (二次利用) できることを条件に、免除することは可能です。
9	仕様書 12 著作権の帰属 使用するイラストの制作を外部のイラストレーターに委託する場合、奥付にイラストレーターの氏名を表示することは可能ですか。	表示することはできません。
10	仕様書 12 著作権の帰属 使用するイラストの著作権の譲渡について、譲渡の期間を設定していただくこと (例えば冊子の配布期間終了まで著作権を譲渡するなど) は可能ですか。	期間を設定することはできません。
11	仕様書 15 その他 (2) 「主任担当者」とは業務全般の統括担当者を指しますか。それとも制作窓口となる担当者を指しますか。	自治体の情報冊子発行等の経験を有していれば、どちらのご担当者様でも構いません。

12	<p>仕様書 8 広告の掲載</p> <p>既刊冊子と同様に、表紙以外の表紙まわりのページ（表紙の裏面・裏表紙・裏表紙の裏面）への広告掲載は可能ですか。</p>	<p>可能です。</p>
13	<p>第二次審査において、Zoom 等のオンラインを活用した Web 会議での対応は可能か。また、プレゼンテーション時に投影する資料は第一次審査にて提出する資料とは別のもの（内容は同じだが、投影用の資料を別途作成・投影）を用意してもよいのか。</p>	<p>第二次審査は対面を想定していません。Web 会議での対応も可能ですが、通信トラブル等について区は責任を負いません。通信トラブル等によるプレゼンテーションの代替日等は設定できませんのでご了承ください。プレゼンテーション時に投影する資料は、提案書と同じ内容であれば別途投影用の資料をご用意いただいても構いません。</p>
14	<p>納入時期が「令和 7 年 3 月 31 日」となっているが、納入時期を予定日以外の提案することは可能か。</p> <p>例えば、年度後半に確定する情報を反映させるために、納入時期を令和 7 年 4 月上旬に設定したスケジュールの提案など。</p>	<p>契約期間を超えての納入はできません。</p>